

公立中学校等の運動部活動改革の状況について

(健康体育課)

1 要旨

部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が設置され、令和4年6月にスポーツ庁及び8月には文化庁に、それぞれ提言が提出され、令和4年12月27日にスポーツ庁・文化庁より、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下、国ガイドライン）」が示され、提言において令和5年度から7年度を改革集中期間とされていた期間が、改革推進期間と改められ、達成時期は一律に定めないとされた。

2 公立中学校等の部活動改革に関する考え方について

地域運動部活動推進事業（スポーツ庁委託）及び地域文化部活動推進事業（文化庁委託）に取り組んだ課題等踏まえ、庁内の横断的検討会議である部活動推進プロジェクト及び有識者を含む運動部活動検討委員会にて、公立中学校等の部活動改革について検討し、その考え方（令和4年11月21日通知）をまとめた。

(1) 部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育において、教科学習や学級で見られない生徒の一面を部活動で見ることができる等、生徒理解を深める場としても重要である。

静岡県教育振興基本計画では、子ども一人ひとりの個性に応じて才能を伸ばし、磨いていくためには、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという「文・武・芸」三道の鼎立を掲げており、「知性」・「感性」を磨く学びの充実、「技芸を磨く実学」の奨励、学びを支える魅力ある学校づくりを進めることを目指しています。少子化の中でも全ての子どもたちが希望する活動を将来にわたり持続可能な体制で実施できるよう構築する必要がある。

(2) 学校の働き方改革と持続可能な部活動体制の両方を実現するためには、現在行われている休日の部活動における教師の負担を軽減しつつ、生徒の活動機会を確保する必要がある。

(3) 休日の部活動においては、教師の負担軽減のため、学校の教育活動に理解があり、部活動指導に意欲を有する地域人材の協力を得て、将来にわたって持続性があり、希望する生徒が活動できる、生徒にとって望ましい体制の構築を図る必要がある。

(4) 部活動改革は、「学校の働き方改革」の一部であり、部活動改革のみをもって、「学校の働き方改革」全てが解決されるものではない。休日の部活動の段階的な地域移行については、単なるスポーツ・文化環境の整備ではなく、生徒を中心においた教育環境の整備として取り組む必要があり、地域移行を実施しても、現在、部活動に所属している生徒たちの活動や学校生活への充実が十分に保障された環境の構築が必要である。

(5) 国の示す令和5年度から令和7年度までの改革推進期間は、「休日の部活動の段階的な地域移行」について協議をはじめること等から取り組み、段階的に進めることを目指すものであり、期間内に全校、全種目を一斉に地域移行しなければならないものではない。各市町の実情に合わせて様々な手法から適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしながら、質の高い教育活動の機会の体制整備にむけて、検討する必要がある。

○静岡県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月28日

条例第12号

静岡県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

静岡県スポーツ推進審議会条例（題名改正〔平成23年条例51号〕）

（設置）

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（一部改正〔平成20年条例6号・23年51号〕）

（職務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。
- (3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。
- (4) 競技水準の向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕）

（組織）

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

（委嘱）

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

（一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕）

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

（会長等）

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(一部改正〔平成28年条例3号・令和2年2号〕)

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例3号〕)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(平成28年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。